

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【1】」

2. 日時：令和2年9月30日 16時30分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室(※一部TV会議システムによる出席)

4. 出席者(※TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、
西内安全審査官、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

土木建築本部 設計・解析グループ長※ 他27名※

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所の設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○耐震評価における地下水位の設定について説明することともに、実際の地下水位についても説明すること

○緊急時対策棟用湧水サンプポンプ及び吐出ラインの機能や基本設計方針上の位置付けについて説明すること

○新しい固縛装置の適用範囲や強度評価の内容について説明すること

○被ばく評価において地形情報をどのように考慮しているのか説明すること

○重大事故等対処施設の津波防護に係る技術基準への適合性について説明すること

○基礎地盤安定性評価について、許可時の条件から変更となった点を明確にした上で、許可時の判断に影響がないことを説明するとともに、本申請図書上の位置付けを説明すること

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について

・資料2 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事主要工程

・資料3 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊対棟設置工事】

・資料4 玄海原子力発電所 第4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊対棟設置工事】

以上